

社会福祉事業団派遣職員の給料の調整額に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 58 号

社会福祉事業団派遣職員の給料の調整額に関する規則を廃止する規則

社会福祉事業団派遣職員の給料の調整額に関する規則（昭和 51 年岩手県規則第 31 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。